

第3回 選択式

〔問1〕 次の文中の の部分を選択肢の中の最も適切な語句で埋め、完全な文章とせよ。

- 1 雇用保険法の適用について、1週間の所定労働時間が **A** であり、同一の事業主の適用事業に継続して **B** 雇用されることが見込まれる場合には、同法第6条第3号に規定する季節的に雇用される者、同条第4号に規定する学生又は生徒、同条第5号に規定する船員、同条第6号に規定する国、都道府県、市町村その他これらに準ずるものの事業に雇用される者を除き、パートタイマー、アルバイト、嘱託、契約社員、派遣労働者等の呼称や **C** の如何にかかわらず被保険者となる。
- 2 雇用保険法第21条によると、「基本手当は、受給資格者が当該基本手当の受給資格に係る離職後最初に公共職業安定所に求職の申込みをした日以後において、失業している日（ **D** のため職業に就くことができない日を含む。）が **E** に満たない間は、支給しない。」と規定している。

選択肢

- | | |
|-----------|----------|
| ① 1か月以上 | ② 20時間以上 |
| ③ 25時間以上 | ④ 29日以上 |
| ⑤ 30時間以上 | ⑥ 30日以上 |
| ⑦ 31日以上 | ⑧ 40時間以上 |
| ⑨ 雇用形態 | ⑩ 雇用契約 |
| ⑪ 雇用状況 | ⑫ 雇用態様 |
| ⑬ 疾病 | ⑭ 疾病又は負傷 |
| ⑮ 心身の障害 | ⑯ 通算して7日 |
| ⑰ 通算して10日 | ⑱ 引き続き7日 |
| ⑲ 引き続き10日 | ⑳ 負傷 |

問 1

- A ② 20時間以上
 - B ⑦ 31日以上
 - C ⑨ 雇用形態
 - D ⑭ 疾病又は負傷
 - E ⑯ 通算して7日
-

本問は、雇用保険法における被保険者の適用及び基本手当からの出題で、雇用保険法4条、6条、21条からの出題である。

- 1 雇用保険法の適用について、1週間の所定労働時間が20時間以上であり、同一の事業主の適用事業に継続して31日以上雇用されることが見込まれる場合には、同法第6条第3号に規定する季節的に雇用される者、同条第4号に規定する学生又は生徒、同条第5号に規定する船員、同条第6号に規定する国、都道府県、市町村その他これらに準ずるものの事業に雇用される者を除き、パートタイマー、アルバイト、嘱託、契約社員、派遣労働者等の呼称や雇用形態の如何にかかわらず被保険者となる。
- 2 雇用保険法第21条によると、「基本手当は、受給資格者が当該基本手当の受給資格に係る離職後最初に公共職業安定所に求職の申込みをした日以後において、失業している日（疾病又は負傷のため職業に就くことができない日を含む。）が通算して7日に満たない間は、支給しない。」と規定している。

〔問2〕 次の文中の の部分を選択肢の中の最も適切な語句で埋め、完全な文章とせよ。

- 1 雇用保険法第31条第1項によると、「第10条の3第1項の規定により、受給資格者が死亡したため失業の認定を受けることができなかった期間に係る A の支給を請求する者は、厚生労働省令で定めるところにより、当該受給資格者について B の認定を受けなければならない。」と規定している。
- 2 雇用保険法第61条の7第1項は、育児休業給付金について定めており、被保険者（短期雇用特例被保険者及び日雇労働被保険者を除く。）が厚生労働省令で定めるところにより子を養育するための休業（以下「育児休業」という。）をした場合、「当該育児休業（当該子について2回以上の育児休業をした場合にあっては、初回の育児休業とする。以下この項及び第3項において同じ。）を開始した日前2年間（当該 C 前2年間に疾病、負傷その他厚生労働省令で定める理由により D 以上賃金の支払を受けることができなかった被保険者については、当該理由により賃金の支払を受けることができなかった日数を2年に加算した期間（その期間が4年を超えるときは、4年間）に、みなし被保険者期間が E 以上であったときに、支給単位期間について支給する。」と規定している。

選択肢

- | | |
|------------------|--------------|
| ① 育児休業開始予定日 | ② 育児休業を開始した日 |
| ③ 育児休業を事業主に申し出た日 | ④ 基本手当 |
| ⑤ 給付 | ⑥ 高年齢求職者給付金 |
| ⑦ 失業 | ⑧ 失業等給付 |
| ⑨ 死亡 | ⑩ 請求者 |
| ⑪ 通算して12か月 | ⑫ 通算して30日 |
| ⑬ 通算して1か月 | ⑭ 通算して3か月 |
| ⑮ 通算して6か月 | ⑯ 引き続き12か月 |
| ⑰ 引き続き30日 | ⑱ 引き続き1か月 |
| ⑲ 引き続き6か月 | ⑳ 日雇労働求職者給付金 |

問2

- A ④ 基本手当
- B ⑦ 失業
- C ② 育児休業を開始した日
- D ⑰ 引き続き30日
- E ⑪ 通算して12か月

本問は、受給資格者が死亡した際の未支給の基本手当、及び育児休業給付金からの出題で、雇用保険法31条1項、61条の7第1項からの出題である。

- 1 雇用保険法第31条第1項によると、「第10条の3第1項の規定により、受給資格者が死亡したため失業の認定を受けることができなかった期間に係る基本手当の支給を請求する者は、厚生労働省令で定めるところにより、当該受給資格者について失業の認定を受けなければならない。」と規定している。
- 2 雇用保険法第61条の7第1項は、育児休業給付金について定めており、被保険者（短期雇用特例被保険者及び日雇労働被保険者を除く。）が厚生労働省令で定めるところにより子を養育するための休業（以下「育児休業」という。）をした場合、「当該育児休業（当該子について2回以上の育児休業をした場合にあつては、初回の育児休業とする。以下この項及び第3項において同じ。）を開始した日前2年間（当該育児休業を開始した日前2年間に疾病、負傷その他厚生労働省令で定める理由により引き続き30日以上賃金の支払を受けることができなかった被保険者については、当該理由により賃金の支払を受けることができなかった日数を2年に加算した期間（その期間が4年を超えるときは、4年間）に、みなし被保険者期間が通算して12か月以上であったときに、支給単位期間について支給する。」と規定している。